

船員法

1. 案内情報

- 手続名 : 事業状況報告書
- 手続根拠 : 船員法第111条、船員法施行細則第73条
- 手続対象者 : 船舶所有者
- 提出時期 : 10月末日
- 提出方法 : 所轄運輸局長に船員法施行規則第19号様式に必要事項を記入し提出する
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 所在地を管轄する地方運輸局 海運管理部 沖縄総合事務局
- 受け付け時間 : 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
- 相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準
- 標準処理機関
- 不服申立方法